

令和5年第16回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和5年12月22日(金)
開会 15時34分 閉会 16時20分
- 2 場 所 佐伯教育市民ホール「まな美」 市民多目的ホール
- 3 出席者の氏名
教育長 宗岡 功
委 員 平井 國政 委 員 小寺 香里
委 員 山口 清一郎 委 員 藤崎 郁
- 4 事務局
教育部長 久々宮 克也
教育総務課長 武藤 文雄
学校教育課長(以下「学教課長」という。) 柳井 慎也
社会教育課長 丸山 純一
社会教育課生涯学習推進係総括主幹 戸高 直人
体育保健課長 川野 眞司
本日の書記 課長補佐兼総括主幹 御手洗 薫 副主幹 多田 健二
- 5 付議した議案 4件
- 6 報告事項等 2件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 0人

開会・点呼

教育長 それでは、教育委員会会議を開催するに当たり委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

教育長 それでは、令和5年第16回教育委員会会議を開きます。

前回会議録の承認

教育長 前回の教育委員会会議の会議録の署名委員は、山口委員にお願いいたします。
また、今回の会議録の作成は、事務局職員の中から多田にお願いしています。

教育長の報告

なし

教育長 本日の会議は、お手元の次第のとおりです。会議の終了は、4時30分を予定しています。

教育長 はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

教育長 議案第 54 号及び議案第 55 号は個人情報を含む案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書の規定により、これらを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りします。議案第 54 号及び議案第 55 号は、公開しないということによろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 それでは、議案第 54 号及び議案第 55 号は、非公開といたします。

教育長 本日の議事等進行は、初めに公開による議事、議案第 52 号及び議案第 53 号、それからその他報告事項等を行いまして、次に非公開による議事、議案第 54 号及び議案第 55 号を行います。

議 事

【議 案】

議案第 52 号 佐伯市就学援助要綱の一部改正について

議案第 53 号 佐伯市立学校職員旧姓使用取扱規程の制定について

議案第 54 号 校区外就学について

議案第 55 号 校区外就学について

議案第 52 号 佐伯市就学援助要綱の一部改正について

教育長 それでは、議案第 52 号佐伯市就学援助要綱の一部改正について、柳井学校教育課長が説明をいたします。

学教課長 それでは、議案第 52 号佐伯市就学援助要綱の一部改正について説明させていただきます。

この議案につきましては、佐伯就学援助要綱の一部改正について、佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。

理由につきましては、行政手続の簡素化及び利便性の向上を図るため、就学援助受給申請書等への押印を廃止したいためのものであります。

内容としましては、佐伯市就学援助要綱様式第 1 号及び様式第 1 号の 2 にあります、印鑑を押す場所㊸、この㊸を削除するといったものであります。

御審議のほどよろしくお願いたします。以上で議案第 52 号の説明を終わります。

す。

教育長 行政手続の簡素化の流れによるものということでもあります。この要綱の中に様式が定められていますので、この要綱を改正するに当たり、教育委員会にかけるといふものであります。
御意見等ございますか。

教育長 よろしいでしょうか。
それでは、議案第 52 号の承認についてお諮りいたします。議案第 52 号については、提案のとおり承認ということによりよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 それでは、議案第 52 号については、提案どおり承認といたします。

議案第 53 号 佐伯市立学校職員旧姓使用取扱規程の制定について

教育長 続いて、議案第 53 号佐伯市立学校職員旧姓使用取扱規程の制定について、同じく柳井学校教育課長が説明をいたします。

学教課長 この議案は、佐伯市立学校職員旧姓使用取扱規程の制定について、佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。

理由につきましては、佐伯市立学校に勤務する県費負担教職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き旧姓を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるため、新たに規程を制定するものであります。

経緯としましては、平成 30 年に大分県教育委員会の要綱が改正され、申請主義から届出制となっており、また、非常勤職員等を含んだ内容となっております。これを受けて別府市においても、令和 4 年 4 月 1 日に改正を行い、届出制への変更と非常勤職員等を含んだ内容に改正しております。

そして、令和 5 年 4 月 1 日付けで佐伯市職員における旧姓使用についての要綱が制定され、佐伯市教育委員会としても学校職員を対象にした旧姓使用の規程を制定する必要があることから、今回の制定に至ったところであります。

第 1 条に趣旨。第 2 条では、使用範囲について。第 3 条に使用することができない文書等を別表で定めております。これについては、大分県教育委員会の事例を参考に、職員の身分に係る文書や職員の権利義務に係る文書等で、他に与える影響が大きいものとして例示をしております。理由としては、教職員が大分県内で移動した際に、各市町村で取扱いが異なることにより、支障が生じることが懸念されるためであります。

第 4 条では、様式第 1 号による届出制としていること。第 5 条では、使用を中止

する際の届出方法について。第6条では、様式第3号により台帳を整備すること。第7条では、職員及び所属長の責務として、届出をした職員は一貫して旧姓を使用すること、所属長は適切な運用が図られるよう努めることとしております。

以上で議案第53号佐伯市立学校職員旧姓使用取扱規程の制定についての説明を終わります。

教育長 新たな規程でございますので、御意見等をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

平井委員 今まで旧姓は使えなかったのですか。

学教課長 各市町村によって、規程が様々あったという経緯があります。いろいろな市町村で設置要綱であったり、運用の中で取り扱ってきたりといったところであります。

それと先ほどの届出制というところですが、過去の裁判事例などを見ても、旧姓使用については、本人の意向を尊重するといったところであります。申請に対して承認を行うということについては少し疑義が生じることから届出制にしているところであります。

本年4月1日に市でも制定をしたというところで、また、混乱を生じさせないためというところで新しく制定をするといった流れであります。

平井委員 旧姓使用の必要性というのは、子どもたちが混乱しないようにということが一番ですか。

学教課長 以前勤めていた市町村では旧姓が使えたのに、佐伯市に来たら使えないというところで、御本人の困りというところが一番ではないかと。

当然子どもたちも、結婚等によって姓が変わり、呼び方が変わってしまうと困ることは生じるかとは思いますが、元は御本人の希望される場所かと思っております。

教育長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、議案第53号の承認についてお諮りいたします。議案第53号について、提案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 それでは、議案第53号については、提案どおり承認といたします。

報告事項等

- ・令和5年度オーガニックシティさいき「二十歳のつどい」について
- ・次回教育委員会までの主要行事（スケジュール）について

教育長 それでは、先に非公開と決定しました議事（議案第 54 号及び議案第 55 号）を行います。関係課長のみ在席とし、そのほかの課長等は退席をお願いいたします。

議 事

議案第 54 号 校区外就学について

教育長 それでは、議案第 54 号校区外就学について、柳井学校教育課長が説明をいたします。

＝非公開＝

＝資料を説明＝

＝原案のとおり承認＝

議案第 55 号 校区外就学について

教育長 それでは、議案第 55 号校区外就学について、柳井学校教育課長が説明をいたします。

＝非公開＝

＝資料を説明＝

＝原案のとおり承認＝

教育長 それでは、令和 5 年第 16 回教育委員会会議を閉会いたします。

終了 16 時 20 分